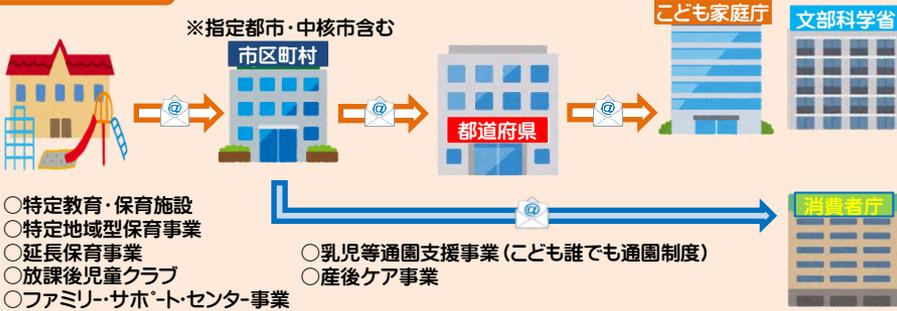


① 第1報：原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

② 第2報：原則1か月以内程度 等

施設等区分①

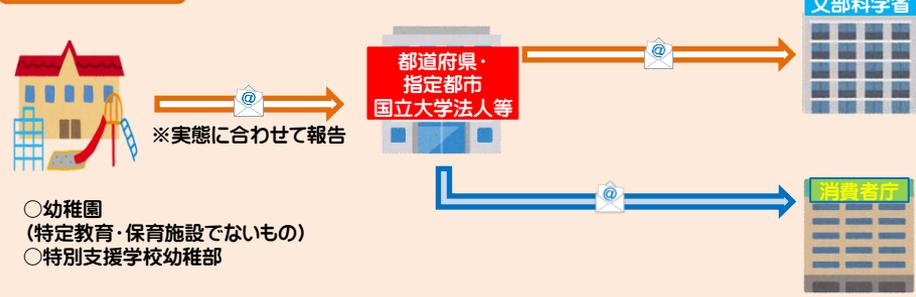
※指定都市・中核市含む



- 特定教育・保育施設
- 特定地域型保育事業
- 延長保育事業
- 放課後児童クラブ
- ファミリー・サポート・センター事業
- 児童育成支援拠点事業

- 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)
- 産後ケア事業

施設等区分②



- 幼稚園 (特定教育・保育施設でないもの)
- 特別支援学校幼稚部

施設等区分③



- 子育て短期支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業 (指定都市・中核市・児童相談所設置市以外の市区町村から委託等をされた場合)

施設等区分④

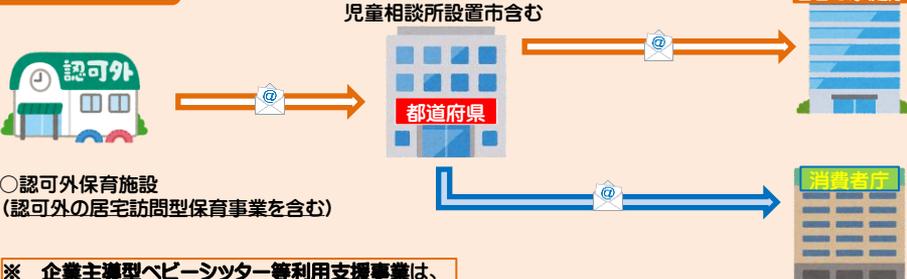
※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む



- 子育て短期支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業 (左記以外の場合)

施設等区分⑤

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む



- 認可外保育施設 (認可外の居宅訪問型保育事業を含む)

※ 企業主導型ベビーシッター等利用支援事業は、併せて「全国保育サービス協会」に通知すること。

施設等区分⑥

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む



- 認可外保育施設 (企業主導型保育施設)

※ 企業主導型保育施設は、併せて「公益財団法人児童育成協会」に通知すること。